

小規模多機能 いちえい保免

※ ※ ※ 重要事項説明書 ※ ※ ※

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定 第 3890101086 号)

株式会社 一榮

ご利用者様若しくはご利用者のご家族様が利用する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を、ご説明させていただきます。分からないことや、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問して下さい。

この「重要事項説明書」は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」及び松山市条例に基づき、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

- 1 事業主体（法人の情報）
- 2 事業所の概要
- 3 事業の目的と運営方針
- 4 事業実施地域、営業時間、定員等
- 5 従業者の職種、員数及び職務の内容等
- 6 利用者の状況
- 7 サービスの概要
- 8 サービス利用料金
- 9 利用にあたっての留意事項
- 10 非常災害時の対策
 - 11 事故発生時及び緊急時の対応方法
 - 12 秘密の保持と個人情報の保護
 - 13 小規模多機能型居宅介護計画
 - 14 居宅サービス計画の作成等
 - 15 身体的拘束等について
 - 16 苦情処理の体制
 - 17 衛生管理
 - 18 運営推進会議の概要及び第三者評価の実施状況
 - 19 高齢者虐待防止について
 - 20 その他の事項

1 事業主体

(1) 事業実施法人の概要

事業者名称	株式会社 一榮
代表者氏名	青 野 正 二
所在地	〒790-0861 愛媛県松山市紅葉町5番7号
連絡先	TEL ; 089-933-8777 FAX ; 089-946-1493 E メールアドレス ; info@sanshin-grp.com
設立年月	昭和60年10月

法人の基本理念と運営方針

◇基本理念

私達は、「お客様の生命財産の支えとなる企業」をスローガンに、昭和60年の創業以来ビル総合管理および生命保険・損害保険の代理店事業に邁進してまいりました。ホテル関係での建物管理で培った、“おもてなし”の精神で、気持ちよく過ごしていただけるように、接客力と掃除力を持って快適な生活環境の維持・演出ができるのと、利用者様の人生の総合的な相談の窓口として差別化を図っていきます。急速に高齢化が進む地域において、直接日々の生活をお支えすることのできる介護事業を通じて、これからも継続して利用者様の支えとなり信頼される法人を目指します。

◇運営方針

介護理念

- 一、私たちは、笑顔と感謝と思いやりを大切にします。
- 二、私たちは、心に寄り添うおもてなしを提供します。
- 三、私たちは、事業を通じ地域社会に貢献いたします。

行動規範

- 私たちは、笑顔で明るく元気な挨拶を励行します。
- 私たちは、心と体にある『生きる力』で自立を支援します。
- 私たちは、すべての事柄を相手の立場で考え・判断します。
- 私たちは、常に相手を尊重し正しく誠意のある行動をします。
- 私たちは、『報・連・相』を実行し風通しのよい職場を作ります。

2 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能 いちえい 保免
事業所管理者	古川 恭子
開設年月日	平成26年4月2日
事業指定番号	指定第 3890101086 号
事業所所在地	〒790-0042 愛媛県松山市保免中2丁目3番19号 (地番 480-1)
連絡先	TEL ; 089-989-7415 FAX ; 089-989-7495
E メールアドレス	info_homen@sanshin-grp.com
敷地概要	486.4 m ²
建物概要	鉄骨造 4階建て 1F部分 面積331.28 m ² 延床面積997.62 m ²
主な設備等の概要	宿泊室 6室 (4室8.80m ² 、1室9.24m ² 、1室12.32 m ²) 食堂・居間・機能訓練室1カ所 (39.18m ²)、トイレ2カ所、浴室1カ所 (一般浴室、特殊浴室) 台所・厨房1カ所

3 事業の目的と運営方針

事業の目的

小規模多機能 いちえい保免（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「事業」という。）では、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員（以下「職員」という。）が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護（以下、予防も含む）サービスの提供することを目的とする。

運営方針

- 1 指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、要介護者となった利用者が、可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営む事ができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、要支援者となった利用者が、可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営む事ができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。
- 5 事業の実施にあたっては、利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。
- 6 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行います。
- 7 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 8 指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行います。
- 9 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」及び松山市条例に定める内容を遵守し、事業を実施します。

4 事業の実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日 年中無休	(365日 営業時間24時間)
営業時間 (サービス提供時間)	通いサービス基本時間	7:00～20:00
	泊まりサービス基本時間	20:00～7:00
	訪問サービス基本時間	24時間
	配食サービス基本時間	相談に応じて
通常の事業の実施地域	松山市内(島しょ部を除く)	
定員	登録定員	25名
	通いサービス定員	13名
	泊まりサービス定員	6名

(※当事業所で日中と規定する時間帯は、6:00～21:00とする。)

5 職員の職種、員数及び職務内容等

① 職員の職種、員数及び形態(常勤・非常勤)職務内容

職種・常勤非常勤・職務内容

◇管理者 1名以上 常勤・兼務 【常勤換算 0.5以上】

管理者は事業を代表し、職員の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。但し、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。

◇介護支援専門員(計画作成担当者) 1名以上 常勤・兼務 【常勤換算 0.5以上】

介護支援専門員(計画作成担当者)は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、居宅サービス計画(指定介護予防サービス等の利用に係る計画)および(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画(以下「小規模多機能型居宅計画」という。)の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等の他の関係機関との連絡、調整等を行う。ただし、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。

◇介護職員 12以上 【常勤換算 10.0以上】

介護職員は小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者に対し、必要な介護及び日常生活上の世話、支援を行う。

◇看護職員 4名以上 常勤・兼務 【常勤換算 1.5以上】

看護職員は小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者に対し、日常生活上の健康管理並びに世話、支援を行う。また利用者の心身状況を把握し、容態の推移や変化を早期に見極め、適切な設置を講じるとともに、主治医や協力医療機関との連絡、連携に努めるものとする。

② 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	9:00～18:00（時差勤務あり）
介護支援専門員（計画作成担当者）	9:30～18:30（日勤時差）
介護職員および看護職員 昼間の体制 （※訪問担当職員含む）	7:00～16:00（早番） 8:30～17:30（日勤） 11:00～20:00（遅出） 6:00～15:00（◎早番）
介護職員および看護職員 夜間の体制 （※宿直は自宅待機とする）	17:00～翌10:00（夜勤） 20:00～翌7:00（宿直）

他、時間差勤務（労働時間8H、休憩1H）一部あり 非常勤は上記以外の勤務あり

6 利用者の状況

R7 3月現在 登録者人数 21名（男性 7名 女性 14名）

7 サービスの概要

通い サービス

食事	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供及び食事の介助をします。 ・食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 ・身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。 ・食事の提供は事業所で行い衛生面に配慮したものとします。 ・食事サービスの利用は任意です。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ、衣服着脱・身体清拭・洗髪・洗身等の適切な介助を行います。 ・入浴サービスについては任意です。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。 ・健康管理・血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

訪問サービス ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助を提供します。

泊まりサービス ・事業所に宿泊して頂き、食事、入浴、排泄等の日常生活上の援助を提供します。

配食サービス ・配食しながら健康状態を把握し、食事をお届けします。

8 サービス利用料金

① - A 介護保険給付サービス利用料金

介護保険給付サービス

・要支援および要介護度別にに応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になり、1か月ごとの包括費用（月定額）です。また介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。

（※入院時等の負担につきましては法律に従ったお支払いをして頂くこととなります。）

（※登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日）

（※登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日）

① - B 小規模多機能型居宅介護（1ヶ月あたり）

介護度	(1) 同一居住者以外の登録者に対して行う場合	(2) 同一建物居住者に対して行う場合
要支援1	3,450単位	3,109単位
要支援2	6,972単位	6,281単位
要介護1	10,458単位	9,423単位
要介護2	15,370単位	13,849単位
要介護3	22,359単位	20,144単位
要介護4	24,677単位	22,233単位
要介護5	27,209単位	24,516単位

※1単位=10円

※利用者負担部=上記単位数の1割または2割または3割（負担割合証記載の割合）

①-C 加算に関して（※該当の加算のみ適用させていただきます。）

◇〔初期加算〕（1日あたり）（予防含む）

- ・初期加算 30単位

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日30単位（利用者負担額30円/1日）加算分の利用者負担があります。また、30日を超える入院をされた後に、再び利用を開始された場合も同様に加算分の利用者負担があります。

◇〔認知症加算〕（1カ月あたり）

- ・認知症加算（Ⅲ） 760単位

日常生活に支障をきたすおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症利用者の場合に加算分の利用者負担があります。※ 介護を必要とする認知症とは、医師が判定する日常生活自立度のランクⅢ以上（Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）に該当する場合。

- ・認知症加算（Ⅳ） 460単位

要介護状態区分が要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者の場合に加算分の利用者負担があります。※ 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症とは、医師が判定する日常生活自立度のランクⅡ（Ⅱa・Ⅱb）に該当する場合。

◇〔看護職員配置加算〕（1カ月あたり）

・看護職員配置加算（Ⅰ） 900単位

小規模多機能型居宅介護職員の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置の場合に加算分の利用者負担があります。

・看護職員配置加算（Ⅱ） 700単位

小規模多機能型居宅介護職員の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置の場合に加算分の利用者負担があります。

・看護職員配置加算（Ⅲ） 480単位

小規模多機能型居宅介護職員の職務に従事する看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。

（注）看護職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）共通内複数を算定することはできない。定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。

◇〔サービス提供体制強化加算〕（1月あたり）

〔サービス提供体制強化加算共通基準〕

・全ての介護職員に対し、介護職員ごとに研修計画を作成し、研修（外部研修を含む）を実施又は実施を予定している、また利用者に関する情報や留意事項の伝達または介護職員の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750単位

小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当する場合で法令に適合した場合に加算分の利用者負担があります。

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 640単位

小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員および看護職員の総数のうち、常勤職員の割合で介護福祉士が50%以上である場合で法令に適合した場合に加算分の利用者負担があります。

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350単位

小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護サービスを直接提供する職員（介護支援専門員、介護及び看護職員）の総数の内、介護福祉士が40%以上、または、常勤職員が60%以上、または、勤続7年以上の職員が30%以上、のいずれかに該当すること、いずれかの場合で法令に適合した場合に加算分の利用者負担があります。

◇〔介護職員処遇改善加算Ⅲ〕（1月あたり）（予防含む）

介護職員処遇改善加算は1月あたりの総単位数のサービス別加算率（小規模多機能型居宅介護は13.4%）分が介護職員処遇改善加算の額となります。

☆◇〔介護職員等特定処遇改善加算〕

- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1.5%/月
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1.2%/月

従来の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。また職場環境等要件について、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。介護サービスの情報公表制度を活用し、賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化をホームページなどで行っていること。介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の場合、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること。上記と法令に適合した場合に加算分の利用者負担があります。

☆◇〔介護職員等ベースアップ等支援加算〕（予防含む）

介護職員等に対してベースアップ等に3%程度引き上げるための加算で1.7%を報酬に対して乗ずるものです。

◇〔訪問体制強化加算〕 1,000単位

小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスを担当する常勤の職員を2名以上配置しており、小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの算定月における提供回数について、小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。また、小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を併設する場合は、登録者の総数のうち、小規模多機能型居宅介護費の同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、これを算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上である。

◇〔総合マネジメント体制強化加算〕 1,000単位

個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護・看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。各サービスの特性に応じて、「病院または診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている」（定期巡回、看護小規模多機能）、「地域における活動への参加の機会が確保されている」（小規模多機能、看護小規模多機能）こと等を要件とする。（※区分支給限度基準外の対象外）

◇〔看取り連携体制加算〕 64単位/日（死亡日から死亡日前30日以下まで）

利用者の基準として、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であることで、看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態または家族の求め等に応じ介護・看護職員等から介護記録等、入居者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者であること。また、事業所の基準として、看護職員配置加算（Ⅰ）（常勤の看護師を1名以上配置）を算定していることで、看護師との24時間連絡体制が確保されていること。また、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者またはその家族等に対して説明し同意を得ていること。

◇〔口腔・栄養スクリーニング加算〕 20 単位/回

当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行うこと。口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たって、利用者の以下の項目を確認して、確認した情報を介護支援専門員に対して提供すること。定員超過利用・人員欠如減算に該当していないこと。算定日の属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間、もしくは栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。算定日の属する月が、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間、または口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと

◇〔科学的介護推進体制加算〕 40 単位/月

LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを推進する加算として、入所者・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用していること。

※「科学的介護情報システム「LIFE（ライフ）」（Long-term care Information system For Evidence）」

② その他のサービス利用料金

以下の金額は、介護保険給付サービスの対象外として、利用料金の全額が利用者の負担となります。

◇食事提供に要する費用（1日当たり）

朝食	400 円	昼食	700円	夕食	700 円
----	-------	----	------	----	-------

◇おむつ等の代金

・おむつ代 実費（必要時に事業所から準備させて頂きます、持ち込みも構いませんのでご相談下さい）

テープ式オムツタイプ（簡単テープ止めタイプ）S（34枚入り）	¥3380
テープ式オムツタイプ（簡単テープ止めタイプ）M（30枚入り）	¥3380
テープ式オムツタイプ（簡単テープ止めタイプ）L（26枚入り）	¥3380
パンツタイプ（はくパンツスリムタイプ）S（22枚入り）	¥1780
パンツタイプ（はくパンツスリムタイプ）M（20枚入り）	¥1780
パンツタイプ（はくパンツスリムタイプ）L（18枚入り）	¥1780
パンツタイプ（はくパンツスリムタイプ）LL（16枚入り）	¥1780
高吸収パッド（20枚入り）	¥2280
パッドタイプ ビッグ（30枚入り）	¥1680
パッドタイプ ワイド（42枚入り）	¥1080
パッドタイプ 男女兼用レギュラー（30枚入り）	¥630

・日用雑貨品等 実費

◇宿泊に要する費用（1日あたり部屋使用料）

1日あたり	1,200円（宿泊室トイレ無）
1泊2日の場合	1,200×2=2,400円
2泊3日の場合	1,200×3=3,600円

（ここでいう一日あたりとは0：00から23：59のことを指し、泊まりの提供時間が20：00から翌朝7：00の間で利用の場合は2日としております。なお、宿泊される際に食事提供が必要となる場合は、食事提供に要する費用が別途必要です。）

◇交通費等の代金

[事業所の通常の事業の実施地域 松山市（島しょ部を除く）]

- 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用について、通常の事業の実施の地域から1キロメートルにつき20円 ※交通機関利用料金は実費の交通費が必要となります。
- 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において、訪問サービスを提供する場合は、通常の事業の実施の地域から1キロメートルにつき20円 ※交通機関利用料金は実費の交通費が必要となります。

◇レクリエーションおよびクラブ活動等に要する費用・材料費等の実費

- 利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

◇理美容に要する費用

- 実費

◇その他（事業所で用意しない生活に係る必要な品物等）

- 実費

② 利用料金のお支払い方法

利用料、その他の費用につきましては、サービス提供ごとに計算し、利用費用の請求月ごとの合計金額により請求致します。

※領収書が必要な方はお申し出頂き、口座の確認をお願い致します。領収書の再発行は致しかねます。

- 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃までに利用者宛てにお届けします。利用料、その他の費用について合算し、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

ア) 事業所での現金支払い

イ) 事業者指定口座への振り込み（振込手数料はご負担ください）

振込口座 愛媛銀行 本店 001 普通預金 口座番号9466243

口座名義フリガナ カブシキガイシャ イチエイ ダイヒョウトリシマリヤク アオノ ショウジ

口座名義 株式会社 一榮 代表取締役 青野 正二

◎ ウ) 自動口座引き落とし

（引き落とし日は請求月の20日頃（金融機関の休業日は翌営業日）となっております）

9 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示のお願い。サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示して下さい。必要時には医療保険証も提示して下さい。 ※サービスの利用キャンセルについては都度ご連絡ご相談下さい。サービス提供中、気分が悪くなった時は速やかに申し出て下さい。

食事	<ul style="list-style-type: none"> ・食事サービスの利用は任意です。 (食事のキャンセルは前日までに連絡ない場合は料金が発生します。) ・お弁当をご持参頂くことも可能ですが、その場合はあらかじめ事業所に申し出て下さい。 ・配食については食事代のみ頂きます。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴サービスについては任意です。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・決められた時間に遅れると送迎できない場合があります。
訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 <ol style="list-style-type: none"> 1 医療行為（医師の指示による看護師等の医療行為は除く） 2 利用者の家族に対する訪問の介護サービス 3 飲酒および利用者またはその家族等の同意なしに行う喫煙 4 利用者またはその家族等からの金銭または物品の授受 5 利用者またはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動
宿泊 及び 通い	<ul style="list-style-type: none"> ・急な利用希望はできるだけ対応しますが、宿泊室の定員を超える場合は利用できないことがあります。 ・他の利用者の希望もありますので、調整させて頂くことがあります。 ・事業所内の設備や備品は本来の用法に従ってご利用ください。 ・本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。 ・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 ・無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにして下さい。 ・無断での飲酒および喫煙はご遠慮ください。 ・喫煙は決められた場所でして下さい。 ・高価な貴重品や大金はこちらで管理できません。 ・無断でのベットの持ち込みはお断りいたします。 ・事業所内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動および営利活動はご遠慮ください。

1 0 非常災害時の対策

◇非常災害時の対応方法

- ・介護サービスの提供時、天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路、協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- ・「非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）」を作成し、事業所内の見えやすい場所に掲示します。

◇非常時の訓練等

- ・非常災害に備えて、火気・消防等の責任者を定め、年2回定期的に行う避難、救出その他必要な訓練に積極的に参加して頂きます。また、消防計画・事業所は、所轄消防署への消防計画の届出をし、必要に応じて避難訓練、消防訓練に出来る限り積極的に参加することとします。

【防火設備：自動火災報知設備、非常通報設備、避難誘導灯、消火器、非常階段、スプリンクラー】

1 1 事故発生時及び緊急時の対応方法

◇事故発生時の対応方法

- ・当事業所が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。事故については、事業所として事故の状況や経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

◇利用者の緊急時の対応方法

- ・利用者の病状急変等については、介護サービスの提供中の体調悪化時や病状の急変等の緊急時、利用者の主治医または協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させて頂きます。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

協力医療機関（協力医療機関一覧） 登録された協力医療機関は下記にて、協力体制にある医療機関は別途あります。

病院名	所在地	診療科
砥部病院	愛媛県伊予郡砥部町麻生40番地1	内科、脳神経外科、心療内科、眼科、整形外科、皮膚科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科・人間ドック
あさの胃腸内科 クリニック	愛媛県松山市小坂3丁目3-26	内科、胃腸内科、放射線科、循環器内科
かとう歯科	愛媛県松山市高岡町209-3	歯科一般、予防、矯正、インプラント、小児科、審美義歯、特殊義歯、歯周病治療、顎関節症、口臭治療等
山本内科医院	愛媛県松山市河原町5番地10	内科

協力体制にある調剤薬局

ハッピー薬局	〒790-0952 愛媛県松山市朝生田町 1-4-14	〔診療科〕薬局（ご自宅までの薬の配達）
--------	--------------------------------	---------------------

1 2 秘密の保持と個人情報の保護

◇利用者及びその家族に関する秘密について

- ・事業者および事業者の職員はサービス提供をするうえで秘密の保持について知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。
- ・事業所は行事などの開催時の案内を利用者に届ける為に、利用者およびその家族の個人情報を利用させて頂くことがあります。また、事業所の広報、ホームページ、ブログ上において、利用者およびその家族の了解の上、写真などの個人情報を利用させて頂くことがあります。
- ・この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も続きます。

◇職員に対する秘密の保持について

- ・就業規則にて職員はサービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後も秘密の保持の義務はあります。
- ・秘密の保持の義務規定に違反した場合は、法人の罰則規定を設けています。

◇個人情報の保護について

- ・事業所は利用者からあらかじめ文書等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書等で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ・事業所は利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 3 小規模多機能型居宅介護計画

◇小規模多機能型居宅介護計画について

- ・小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることで、地域での暮らしを支援するものです。
- ・事業所の介護支援専門員（計画作成担当者）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者および家族と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。
- ・計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。

◇サービス提供に関する記録について

- ・サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保存します。また、利用者または利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。
- ・複写の交付については、実費をご負担いただきます。（1枚につき10円）

1 4 居宅サービス計画の作成

◇居宅サービス計画の作成について

- 事業所の介護支援専門員（計画作成担当者）は利用者の状況に合わせ適切に居宅サービスを提供する為、利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）やサービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
 - 計画の内容および評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。
- ※ 別紙1に掲げる「居宅サービス計画の作成等の実施方法について」を参照下さい。

1 5 身体的拘束等について

◇身体的拘束等の禁止

- 事業者は当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

◇緊急やむを得ない場合の検討

- 緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、介護支援専門員（計画作成担当者）、看護職員、介護職員で構成する検討会議等において判断し、個人では判断しません。
- 当該利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。（切迫性）
- 身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。（非代替性）
- 身体的拘束等が一時的であること。（一時性）

◇家族への説明

- 緊急やむを得ない場合は、予め利用者本人や利用者の家族・代理人等に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとしてします。

◇身体的拘束等の記録

- 身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族・代理人等への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

◇再検討

- 身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い検討会議等にて、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

1 6 苦情処理の体制

◇苦情処理の体制および手順

- ・苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。
- ・相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面および今後の対応を決定します。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します。）
- ・苦情または相談については、事業所として苦情相談の内容および経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

事業所苦情相談窓口

※ 苦情意見箱を事業所玄関に設置しています。

[担当・責任者]

管理者 古川 恭子

[連絡先・電話番号等]

TEL: 089-989-7415 FAX: 089-989-7495

[苦情解決体制]

(事業所内に掲示しております。)

[受付時間]

月曜日～金曜日（ただし祝祭日及び12月30日～1月3日迄は除く）10:00～17:00

事業所外苦情相談窓口

窓口	住所	受付時間	電話
松山市役所 指導監査課	松山市二番町四丁目7-2 別館2階	8時30分～17時15分 【平日のみ】	089-948-6968
愛媛県福祉サービス 運営適正化委員会	松山市持田町3丁目8番15号 愛媛県総合福祉会館内	9時～12時 13時～16時30分 【平日のみ】	089-998-3477
愛媛県国民健康保険団 体連合会	松山市高岡町101-1	8時30分～17時15分 【平日のみ】	089-968-8700

1 7 衛生管理

◇衛生管理について

- ・事業所の設備および備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。
- ・職員の健康管理を徹底し、職員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。

◇感染症対策マニュアルの作成

- ・O-157、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症対策マニュアルを整備し、職員に周知の徹底に努めています。また、利用者及び職員についても手洗い、うがいを励行させていただき、職員への衛生管理に関する研修を行います。

1 8 運営推進会議の概要及び第三者評価の実施状況

◇運営推進会議の概要及び目的

- ・（指定介護予防）小規模多機能型居宅介護に関して、通いサービス、泊まりサービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保および適切な運営ができるよう設置します。また、地域に開かれた事業所を目指します。運営推進会議および外部評価の効率化として（平成27年4月以降）、運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとします。

◇委員の構成

- ・利用者代表
- ・利用者の家族代表
- ・地元自治会関係者
- ・地元民生委員
- ・松山市指導監査課の職員
- ・地域包括支援センターの職員

◇開催時期 おおむね2ヶ月に1回開催します。

◇第三者評価の実施状況 「第三者による評価」の実施状況 ※詳細別紙2 参照

1 9 高齢者虐待防止について

◇高齢者虐待防止等のための取組

- ・事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - （1） 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。
 - （2） 事業所における虐待の防止のための指針を整備し、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - （3） 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - （4） 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - （5） 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

2 0 その他の事項

- ・事業者は利用者に対して適切な介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務を定める。
- ・事業者は職員の質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- ・事業者は職員に対し、身分証明書を発行し、職員はその勤務中にその身分証明書を携行することにより、利用者または、その家族から求められた時には、これを提示して身分を明らかにすることとする。
- ・事業者はその運営に当たり、地域住民の自発的な活動等との連携および協力をを行う地域との交流を深めることとする。
- ・この規定に定めるものの他、事業所の運営管理に関して必要な事項は、事業者と事業所の管理者が協議して別に定める。

重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」及び松山市条例に基づき、利用者に説明を行いました。

経営主体法人 株式会社 一榮
法人所在地 〒790-0861 愛媛県松山市紅葉町5番7号
事業所所在地 〒790-0042 愛媛県松山市保免中2丁目3番19号（地番480-1）
事業所名称 小規模多機能 いちえい保免

事業所担当者氏名 _____ 印

説明者氏名・職名 _____ 印

私は、本説明書に基づいて、重要事項の説明を確かに受けました。

契約者 氏名 _____ 印

契約者 住所 _____

（代理人または家族の代表）

氏名 _____ 印

（続柄； _____）

住所 _____

(別紙1) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及びその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の自宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類の、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
 - ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用者等の利用者サービス選択に資する内容を利用者及びその家族に対して説明します。
- ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1月に1回、利用者の自宅を訪問し、利用者に面接するとともに1月に1回以上、モニタリングを実施します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービスの変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を求めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(別紙2) 第三者評価の実施状況

実施の有無	有(年1回) ※第18条参照
直近の実施年月日	令和 7年 3月 19日
実施した評価機関	いちえい保免 運営推進委員会 (市町村職員、地域住民・地域団体、地域包括支援センター、事業所職員等 運営推進委員 計18名)
評価結果の開示状況	・地域密着型サービス協会 ホームページ 内 ・事業所 玄関付近への資料掲示

附 則

この規定は、平成26年4月2日より施行する。

平成27年4月の法律の改正については、別紙にて重要事項変更を記載する。

この規定は、平成27年7月23日より施行する。

令和3年4月の法律の改正については、別紙にて重要事項変更を記載する。

この規定は、令和3年6月1日より変更実施

この規定は、令和4年10月1日より変更実施

この規定は、令和5年3月20日より変更実施

この規定は、令和5年5月1日より変更実施